

## 2月企画運営委員会次第

日 時 平成 26 年 2 月 13 日(木)14:30～

場 所 県社会福祉会館 1階 身体障害者集会室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 理事会の開催概要について
  - (2) 平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
  - (3) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

### ※3月企画運営委員会(予定)

平成 26 年 3 月 13 日(木)14:00～ 県社会福祉会館2階第 1 会議室

3月定時総会(予定)

平成 26 年 3 月 13 日(木)16:00～ 県社会福祉会館2階第 1 会議室

4月企画運営委員会(予定)

平成 26 年 4 月 10 日(木)14:30～ 県社会福祉会館2階第 1 会議室

4月定時総会(予定)

平成 26 年 4 月 26 日(土)11:10～ 県社会福祉会館2階第 1・2研修室

## 一般社団法人神奈川県保育会理事会次第

日 時 平成26年2月13日(木)10:30 ~

場 所 県社会福祉会館 4階 第3研修室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議 題
  - (1) 平成26年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画案及び予算案について
  - (2) 3月定時総会開催通知について
  - (3) 第48回神奈川県保育事業大会の開催について
  - (4) 神奈川県保育会事務局職員について
  - (5) その他

### 理 事 会 名 簿

職 名	氏 名	備 考
理事長	萩原敬三	
副理事長	宮田丈乃	
副理事長	伊澤昭治	
理 事	岩澤貞之	
理 事	高木睦子	
理 事	三崎たずる	
理 事	山本昇	
理 事	真壁洋道	
理 事	都築顕道	
理 事	藤田理恵	
理 事	渡部俊賢	
理 事	富田知敬	
監 事	小川晃	
監 事	石野美保子	

平成 25 年度

一般社団法人神奈川県保育会

# 総 会 資 料

日 時 平成 26 年 3 月 13 日 (木)

16:00~

場 所 神奈川県社会福祉会館 2 階

第 1 会議室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

# 総 会 次 第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の選任

5 議 事

(1) 議 案

平成26年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について . . . . . 1

6 質 疑

7 閉 会

<参考資料>

I 平成25年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

II 一般社団法人神奈川県保育会定款

## ＜議案＞

### 平成26年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画案及び予算案について

## ＜提案理由＞

平成26年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案をとりまとめたので、ご承認願いたい。

### 平成26年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画

#### 1 事業計画

保育を取り巻く環境が厳しさを増すなか、保育所(園)は、日々通う子ども達の健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応えていく必要があります。

平成25年度は、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度の実施に向け国では4月に設置された「子ども・子育て会議」で8月に基本方針の素案が示され、政省令の公布や新・幼保連携型認定こども園等の各種基準、公定価格や利用者負担の在り方など具体的な検討が進められました。

保育事業の実施に向けた財源も確保されつつあり、今後、県や市町村において計画案の取りまとめや、認可等の事前準備が本格的になるものと考えられます。

このような過渡期的な状況の中で、当会が、一般社団法人として、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、時代の要請や新しい制度に対応できる保育会の姿を模索しながら、神奈川県保育士会や神奈川県、他団体との密接な連携のもとで、積極的な事業運営を推進していきます。

また、国や神奈川県、県内各市町村等の動向を常に目を向け、情報収集等を行い、必要に応じて検討会を設け、当会としての意見表明や要望活動を積極的に実施していきます。

なお、関東ブロック保育協議会等が主催する関東ブロック保育研究大会が平成28年度に神奈川県で開催されることから、当会の中に準備委員会を設立し開催に向けての準備を行います。

#### (1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する様々な動向を把握し、必要な情報を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努めます。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策等に反映させるため、神奈川県等との連携を強化し、必要に応じて意見表明や要望活動を実施していきます。

## (2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育園は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子どもへの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まってきています。これらに応じていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していきます。

## (3) 研修事業の体系的実施

保育会の本来的な役割を確認しながら、施設長や職員の果たすべき役割・機能を発揮すべき研修に取り組み実施していきます。

また、保育の質の向上や人材育成、潜在保育士や保育補助員を含めた保育士確保に向けて、他関係機関との連携を取りながら、それぞれの保育所で活用できる様な研修内容の充実に努めます。

## (4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化の中で、保育事業の諸課題について、保育現場の新しい取り組み等を発表する場を通し、より質の高い保育を目指し、保育園相互が切磋琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰します。

## (5) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上、子ども達の見守りの他、さらには職員の意識改革のために役立てていきます。

保育園利用者相談事業の運営及び研修会等の各種事業の企画・実施については、第三者委員会の指導・助言を受けながら、運営委員会において積極的に取り組み、今後の「保育園利用者相談室」のあり方についても、引き続き検討していきます。

## (6) 新制度を見据えた組織づくり

地区代表により構成する企画運営委員会は、「全体会」と「各種委員会」に区分し、各種委員会には、「総務委員会」、「予算対策委員会」、「研修委員会」、「広報委員会」、「調査研究委員会」から構成し、それぞれの機能に応じた事業を計画的に実施していきながら、新しい制度に向けてどのような組織のあり方が望ましいのかを理事会の運営を含めて検討し、混乱なくスムーズに対応できるようにしていきます。

専門分野別の課題を検討するため、「表彰選考委員会」、「食育推進委員会」、「相談対応委員会(保育園利用者相談室)」、「関東ブロック保育研究大会準備委員会」を置いて、それぞれ課題等を理事長の諮問に応じて検討・実施していきます。

保育会及び保育士会事務局等のあり方についても、引き続いてお互いに連携・協力しながら検討し、新制度に対応できる効率的な事務局運営に努めていきます。

これらの様々な保育組織の検討状況や成果については、理事長及び理事会に定期的に報告し、企画運営委員会の全体会や広報誌「保育かながわ」等を通じて、会員に還元していきます。

## 2 会議等の開催

### (1) 総会

事業計画案、予算案、事業報告、決算その他重要事項を協議するため、定時総会を2回開催し、必要に応じ臨時総会を開催します。

### (2) 企画運営委員会

当会の重要事項をはじめ、諸課題について協議を重ね、的確な事業執行を図るため、全体会を月1回開催します。

各種委員会は、それぞれの機能に応じ開催します。

### (3) 理事会

当会運営上の重要事項・懸案事項等を検討し、総会や企画運営委員会への提出議案の作成等を行うため、必要に応じ開催します。

### (4) 専門分野別委員会

それぞれの機能に応じて適宜開催します。

## 3 企画運営委員会各種委員会が実施する事業

### (1) 総務委員会

事業計画案、予算案、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般について進行管理を行います。

- ① 神奈川県保育事業大会の開催 [4月26日(土)]
- ② 県市町村児童福祉主管課長と委員との連絡協議会 [7月24日(木)]
- ③ 保育の日前夜祭の開催 [12月5日(金)]
- ④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営
- ⑤ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関すること

### (2) 予算対策委員会

国に対する保育事業の充実強化や補助制度の改善等の要望を、全国保育協議会と協力し推進します。

また、県行政当局には、保育制度運営上の問題点、助成の改善等、保育の質を高めるための要望活動等を行います。

### (3) 研修委員会

保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価及び保育士等の資質を高めるため、次の研修を実施します。

- ① 自己評価・保育所評価研修
- ② メンタルヘルス研修(園長の責務)
- ③ 子ども・子育て支援新制度研修
- ④ 危機管理研修(感染症対策他)
- ⑤ 保育所食育研修

また、新しい課題について、その対応を検討し、企画運営委員会等で議論しながら実施していきます。

#### (4) 広報委員会

当会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため、広報紙「保育かながわ」を年2回発行し、会員、行政、関係団体に配布します。

#### (5) 調査研究委員会

保育制度に関する諸課題や先進事例等の調査研究を行い、活用を図ります。

- ① 事業大会の発表部門における指針及びまとめ全般
- ② 関東ブロック保育研究大会及び全国大会の総括
- ③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究・提案等

### 4 専門分野委員会

次の委員会を設け、理事長の諮問に応じて、会議を開催して活動を行います。

#### (1) 表彰選考委員会

全国保育協議会会長表彰及び県保育会理事長表彰の該当者の選考を行い、被表彰候補者を決定して理事長に報告するため、随時委員会を開催します。

#### (2) 食育推進委員会

保育所における乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通した豊かな人間性の形成等の食育の推進を図るとともに、新しい課題に対する調査研究を行い、研修会や「保育かながわ」等を通じて、会員への報告、情報交換等を行います。また、委員会活動に共に携わる委員を増員して、調査研究の内容を一層充実させていきます。

#### (3) 保育園利用者相談室

希望する会員を対象に、保育園の利用者等からの相談を年間を通じて受付け、該当保育園との斡旋・調停を行うことによって、保育園との信頼関係を向上させ、職員の意識改革にも役立たせます。

相談への対応や第三者委員との調整、研修会の企画・実施、参考図書を選定・配布等の事業運営については、運営委員会が中心になって活動を行っていきます。

#### (4) 関東ブロック保育研究大会準備委員会

平成28年度に神奈川県で開催される関東ブロック保育研究大会の準備作業を行います。

### 5 その他の事業

#### (1) 全国保育研究大会等への参加

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| ○ 関東ブロック保育研究大会    | [7月10日(木)～11日(金) 山梨県]  |
| ○ 関東ブロック保育事業連絡協議会 | [9月18日(木)～19日(金) 栃木県]  |
| ○ 全国保育研究大会        | [11月12日(水)～14日(金) 秋田県] |

#### (2) 関係団体への支援表

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに、保育士養成校の実習に協力し、有能な保育士の育成を図ります。



平成 26 年度月間行事予定表

月	県保育会の行事予定	関係団体の主要行事
4	○表彰選考委員会(8日/火) ○25年度監査(8日/火) ○企画運営委員会(10日/木) ○第48回保育事業大会(26日/土) ○定時総会(26日/土)	○県社協新任保育士激励会(5日/土)
5	○企画運営委員会(15日/木)	○全保協協議員総会(16日/金)
6	○全保協会長表彰選考委員会 ○企画運営委員会(12日/木)	○関東ブロック会長会議( )山梨県
7	○保育園利用者相談室研修会 ○企画運営委員会(24日/木) ○県市町村児童福祉主管課長と委員との 連絡協議会(24日/木) ○研修会	○関東ブロック保育研究大会 (10～11日)山梨県
8		○公立保育所トップセミナー
9	○予算対策協力金活動開始 ○企画運営委員会(11日/木) ○研修会 ○「保育かながわ」82号発行	○関東ブロック保育事業連絡協議会 (18～19日)栃木県
10	○企画運営委員会(16日/木)	○全国保育士会研究大会(16～17日) 高松市
11	○研修会	○全国保育研究大会(12～14日)秋田県
12	○企画運営委員会(5日/金) ○保育の日前夜祭(5日/金) ○保育園利用者相談室研修会	○神奈川県保育の日(6日/土) ○全国保育組織正副会長会議
1	○企画運営委員会(15日/木) ○新年懇親会(15日/木) ○保育所食育研修会	
2	○企画運営委員会(12日/木) ○研修会	○全保協保育所長集中講座
3	○企画運営委員会(5日/木) ○定時総会(5日/木) ○「保育かながわ」83号発行	○全保協協議員総会(12日/木) ○関ブロ保育士の専門性を高める研修 会( )千葉市

平成26年度一般社団法人神奈川県保育会予算(案)

(自)平成26年4月1日～(至)平成27年3月31日

[収入の部]

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
会費	7,540,000	7,540,000	0	
会員会費	5,400,000	5,400,000	0	会員300園
相談室会費	1,640,000	1,640,000	0	
準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金	3,822,000	3,823,000	△ 1,000	
県補助金	2,772,000	2,773,000	△ 1,000	事業費
県社協補助金	550,000	550,000	0	
共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入	2,700,000	2,700,000	0	
諸研修会収入	1,500,000	1,500,000	0	評価、メンタルヘルス、制度、危機管理、食育等
行事収入	1,200,000	1,200,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入	1,850,000	1,850,000	0	
予対協力金収入	1,500,000	1,500,000	0	
保険会社協力収入	350,000	350,000	0	AIU
雑収入	454,000	454,000	0	
雑収入	450,000	450,000	0	図書販売、全保協組織推進費等
預金利子	4,000	4,000	0	
繰越金	700,000	557,000	143,000	
繰越金	700,000	557,000	143,000	
合 計	17,066,000	16,924,000	142,000	

[支出の部]

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
管理費	6,880,000	6,730,000	150,000	
人件費	6,250,000	6,100,000	150,000	給与、手当、法定福利費、アルバイト
旅 費	20,000	20,000	0	
福利厚生費	40,000	40,000	0	傷害保険(団体の管理下参加委員)
消耗品費	250,000	250,000	0	コピー・印刷費・事務用品等
通信・運搬費	150,000	150,000	0	
慶弔費	150,000	150,000	0	
雑費	20,000	20,000	0	
総務費	870,000	870,000	0	
総会費	60,000	60,000	0	総会資料等
会議費	200,000	200,000	0	企画運営委員会・各部会・理事会等
委員会旅費	450,000	450,000	0	
連絡調整費	160,000	160,000	0	関係団体祝金等
事業費	4,130,000	4,130,000	0	
県大会費	600,000	600,000	0	県保育事業大会・分科会資料等
関プロ全国大会費	350,000	350,000	0	関プロ派遣・連絡協議会等
諸行事費	1,300,000	1,300,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
相談室運営費	1,600,000	1,600,000	0	
会報発行費	180,000	180,000	0	保育かながわ82・83号
ホームページ経費	100,000	100,000	0	
研修・研究費	1,600,000	1,600,000	0	
研修費	1,500,000	1,500,000	0	評価、メンタルヘルス、制度、危機管理、食育等
調査研究費	100,000	100,000	0	
活動費	450,000	450,000	0	
予対活動費	350,000	350,000	0	全保協納入等
専門委員会活動費	100,000	100,000	0	
負担金・補助	3,103,000	3,103,000	0	
全保協・関プロ	1,550,000	1,550,000	0	
県社協	250,000	250,000	0	
事務所使用料	53,000	53,000	0	
保育のつどい	50,000	50,000	0	
保育士会	1,200,000	1,200,000	0	
予備費	33,000	41,000	△ 8,000	
予備費	33,000	41,000	△ 8,000	
合 計	17,066,000	16,924,000	142,000	

<参考資料>

- I 平成25年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿
- II 一般社団法人神奈川県保育会定款

I 平成25年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

1 理事

職名	氏名(市町・保育園名)		
理事長	萩原	敬三(伊勢原市・大原保育園)	
副理事長	宮田	丈乃(横須賀市・長井婦人会保育園)	総務・事業担当 理事長職務代理者
"	伊澤	昭治(藤沢市・五反田保育園)	組織・渉外担当 相談室運営委員長
理事	岩澤	貞之(茅ヶ崎市・中海岸保育園)	総務委員長
"	高木	睦子(横須賀市・長岡保育園)	予算対策委員長
"	三崎	たずる(綾瀬市・つぼみ保育園)	研修委員長
"	山本	昇(秦野市・やまゆり保育園)	広報委員長
"	真壁	洋道(平塚市・真土すばる保育園)	調査研究委員長
"	都築	顕道(小田原市・山王保育園)	青年部会長
"	藤田	理恵(厚木市・岡田保育園)	研修副委員長 相談室運営委員
"	渡部	俊賢(横須賀市・和順保育園)	広報副委員長 相談室運営委員
"	富田	知敬(鎌倉市・オレンジエ)	青年部副会長

2 監事

職名	氏 名 (市町・保育園名)	
監事	小川	晃(茅ヶ崎市・松林保育園)
"	石野	美保子(南足柄市・福沢保育園)

※ 任期は、平成24年4月28日から2年間

## Ⅱ 一般社団法人神奈川県保育会定款

### 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県保育会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区沢渡4番地の2に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、神奈川県における保育の向上ならびにこれに従事する職員の資質の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 保育にかかわる調査研究に関する事業
2. 保育技術の向上と地域における次世代育成にかかわる事業
3. 保育所機能と役割を向上発展させるに必要な研修・相談事業
4. 保育従事者の地位向上と保育所運営の健全化に必要な事業
5. その他保育所の社会的責任を果たすに必要な事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第2章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の会員とする。

1. 正会員
  - (1) 法人設立時において神奈川県保育会の会員である保育所
  - (2) 神奈川県知事、県内中核市市長の認可した、公益を目的とする法人運営の保育所
2. 準会員
  - (1) 神奈川県保育士会
  - (2) 総会で特に認められた団体
3. 名誉会員
4. 賛助会員

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、この申込みがあった場合に、これを承認するときは、理事会の同意を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、当法人の目的を達成するため、会費及び必要な経費を支払うものとする。

2 前項の会費及び必要な経費については、別に定める。

3 準会員は、別に定められた団体負担金を納入するものとする。

4 退会し、または除名された会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。

2. 解散したとき。

3. 会費を2年以上滞納し、支払いに応じないとき。

4. 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 当法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議によりその会員を除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及びその他必要事項を記載した会員名簿を作成する。

### 第 3 章 総会

(種類)

第 12 条 当法人の最高の意思決定機関として総会を置く。総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、1 週間前までに会員に通知しなければならない。

(議決権)

第 14 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 準会員の代表は、総会に出席し意見を述べることができる。その意見は尊重されるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員の設定等)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
2. 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

(選任)

第 19 条 理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任手続きについては、別に定める。

(代表理事の職務権限)

第 20 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

でとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第 24 条 役員の報酬は無報酬とする。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行計画の策定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 総会提出議事案件のとりまとめ

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第 13 条第 2 項の規定を準用する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 6 章 企画運営委員会及び専門部等

(企画運営委員会)

第 32 条 当法人の企画調整及び運営を円滑に遂行するため、地区代表委員及び保育士会代表等による企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、原則として毎月開催するものとし、理事長が招集して、その議長となる。

3 企画運営委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(専門部及び委員会)

第 33 条 当法人の事業を円滑に遂行するため、専門部及び委員会を置く。

2 専門部及び委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第 7 章 顧問

(顧問)

第 34 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応える。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)



第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

1. 事業報告
  2. 事業報告の附属明細書
  3. 貸借対照表
  4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
  5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 10 章 附 則

（本定款の施行）

第 39 条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

（設立時役員任期）

第 40 条 当法人の設立当初の役員任期は、第 22 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、平成 22 年度定時総会の日までとする。

（設立時初年度の事業計画および収支予算）

第 41 条 当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の役員）

第 43 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	都築	融光
設立時理事	宮田	丈乃
設立時理事	相馬	宣正
設立時理事	榊居	祐三
設立時理事	萩原	敬三
設立時理事	石塚	達義
設立時理事	高木	睦子
設立時理事	大塚	哲朗
設立時理事	山本	昇
設立時理事	小磯	英次
設立時監事	小川	晃

設立時監事 石野美保子

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- |   |    |           |
|---|----|-----------|
| 1 | 住所 | 神奈川県小田原市  |
|   | 氏名 | 都築 融光     |
| 2 | 住所 | 神奈川県横須賀市  |
|   | 氏名 | 宮田 丈乃     |
| 3 | 住所 | 神奈川県中郡二宮町 |
|   | 氏名 | 相馬 宣正     |
| 4 | 住所 | 神奈川県鎌倉市   |
|   | 氏名 | 榊居 祐三     |
| 5 | 住所 | 神奈川県伊勢原市  |
|   | 氏名 | 萩原 敬三     |

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人神奈川県保育会設立のため、設立時社員 都築 融光、同宮田 丈乃、同 相馬 宣正、同 榊居 祐三、同 萩原 敬三 の定款作成代理人行政書士永井 隆一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 21 年 11 月 6 日

設立時社員	都築 融光
同	宮田 丈乃
同	相馬 宣正
同	榊居 祐三
同	萩原 敬三

定款作成代理人

住所 横浜市神奈川区

行政書士 永井 隆一

平成 26 年 2 月 14 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

平成 26 年 3 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会  
の開催について(通知)

春寒の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、当会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、2月13日の企画運営委員会において、総会提出議案が了承されましたので、会員の皆様に、議案をご送付申し上げます。

年度末の何かとお忙しいところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項を記載の上、3月8日(金)までに事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

- 1 日 時 平成 26 年 3 月 13 日(木)16:00～
- 2 会 場 神奈川県社会福祉会館 2階 第1会議室
- 3 議 題

(1) 平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案  
について

(2) その他

4 その他

- ・ 同封いたしました総会資料は、総会までの間に、情勢の変化等により文言等の修正や追加議題が発生する場合も考えられますので、ご了承ください。
- ・ 総会の会場では、13:00～15:00 まで、企画運営委員会を開催しておりますので、開会時間までの間は、大変恐縮ですが、4階ロビーにてお待ちください。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754

(Fax 番号 045-311-1837)

## 総会出欠確認書及び委任状

平成 26 年 3 月 13 日(木)、神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

**出 席**

**欠 席** いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議案等の決定については、①議長 又は、

② \_\_\_\_\_ (市又は町) \_\_\_\_\_ 保育園 \_\_\_\_\_ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏 名 \_\_\_\_\_

保育園名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

(会場準備等の都合により、3月7日(金)までに事務局あてにご返送ください。)

平成26年3月14日

一般社団法人神奈川県保育会会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

## 「第48回神奈川県保育事業大会」の開催について

早春の候、皆様方におかれましては、すまご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。  
日ごろから、県保育会及び県保育士会の円滑な事業運営につきましては、格別のご理解、ご支援を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、毎年恒例の標記保育事業大会を、別紙「開催要綱」のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴園長様はじめ職員皆様方の多数のご参加を頂きますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、当日は、「定時総会」も併せて開催いたしますので、出席方についてよろしく願い申し上げます。

- 1 日 時 平成26年4月26日(土) 午前10時～
- 2 場 所 神奈川県社会福祉会館(横浜市神奈川区沢渡4-2)
- 3 参加申込み 別紙FAX用紙により、4月11日(金)までに保育会事務局にお申込みください。

FAX 045-311-1837

TEL 045-311-8754

## 第48回神奈川県保育事業大会参加申込書

(市・町名)

(保育所名)

電話番号

( )

### ☆ 参加者名簿

職名	氏名	午後の希望会場		備考
		第1希望	第2希望	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	

※ 備考欄に、研究発表者は○を、大会被表彰者は◎をご記入ください。

※ 昼食弁当の提供はございませんので、必要に応じて各自ご用意下さい。

提出期限 (期限厳守)      4月11日 (金)

申込先      神奈川県保育会事務局

事務連絡  
平成26年2月13日

研究発表者 (代表) 各位

保育事業大会研究発表について (お願い)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
本会の事業推進にあたりましては、日頃から種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、平成26年4月26日(土)に行います第48回神奈川県保育事業大会の研究発表について別紙のとおり・締め切りおよび・打合せのご連絡をいたします。  
ご多用中恐縮ですが、発表原稿は印刷日程の都合上4月10日(木)を期限としてお願いいたします。  
また、事前打合せは当日 4月26日(土) 12時40分～ 2階 第2会議室にて昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人 神奈川県保育会  
TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

## 神奈川県保育事業大会研究発表・討議

### 1. 意見発表について

発表時間は1発表30分以内としその後質疑応答となります。

### 2. 原稿等について

(1) 文字数 1発表あたり4,000字以内(A4版 / 4頁)

提出方法は、パソコン原稿とし、原稿提出と同時にメール送付を事務局宛に願います。

(2)原稿は、横書きでお願いいたします。

(3)4,000字(A4版 4頁)以上になる場合は「別紙資料」として分科会会場で配布いたします。その旨を明記して、原稿(記録媒体、メール可)を事務局宛送付願います。

### 3. 意見発表原稿の提出期限

平成26年4月10日(木)

4. 代表者は、発表事前打ち合わせを、当日4月26日(土) 12時40分～ 2階 第2会議室にて昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。

お弁当をご用意いたしております。

### 5. 提出・問い合わせ先

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人 神奈川県保育会  
TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837  
メールアドレス kenho@hoiku-kanagawa.jp



## 原稿作成要領

### 1 様式 等

- ・使用ソフト Word (ワード) ※バージョンは問いません。
- ・原稿用紙サイズ A4判縦型 (横書き)
- ・余白設定 上20mm・下18mm・右20mm・左20mm
- ・文字数 40字×36行
- ・書体、文字サイズ 明朝体 / 10.5ポイント程度

### 2 原稿作成上の留意点

- ・1ページ目は、7行目から都縣市町村名、保育所(園)名、発表者職氏名を、11行目から保育所の概要及び市町村概要を記載して下さい。
- ・その下2行分のスペースをとり、17行目から「はじめに」の文章を書き始めて下さい。
- ・2ページ目以降は、1行目からお書き下さい。

### ※ 記載例

#### テ ー マ —サブテーマ—

(7行目から) → 県・市・保育園名  
役職・氏名

保育所の概要← (11行目から)

定員 名 現員 名 職員総数 名 設立年月日 昭和 年 月 日  
設置市町村概要

人口 人 保育所数 か所 (公) か所 (私) か所

1 はじめに← (17行目から)

.....

2 .....

.....

神奈川県保育会 FAX 045-311-1837

平成26年度 神奈川県保育事業大会 (平成26年4月26日 (土))

**(意見) 研究発表 連絡票 (事前調査) 締切2月末日**

月 日 報告者名 \_\_\_\_\_

**第一会場** 保育者の資質向上をはかる

(案) フリーテーマ

**第二会場** 地域の子育て家庭への支援の充実にむけて

(案) フリーテーマ

**第三会場** フリーテーマ

(案)

タイトル \_\_\_\_\_

サブタイトル \_\_\_\_\_

所属組織 \_\_\_\_\_

(代表者連絡先)

保育園名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

(予定)

レジュメ・資料の電子データについて

(1) 電子データの送付方法

・電子メールで送信 ・電子データはない

(2) 電子データになっていない図表などについて

・該当する図表を郵送 ・該当する図表はない ・その他 ( )

発表時の機材利用について

使用機材

スクリーン・プロジェクターについては本会にて手配いたします。

パソコン 使用ソフト→①パワーポイント (音声あり) ②パワーポイント (音声なし) ③その他

バージョン→①Windows XP ②Windows Vista ③Windows 7

(フラッシュ・メモリーの使用でお願いする場合があります。)

その他 ( )

事務連絡  
平成26年1月6日

関東ブロック各都県指定都市保育協議会事務局長 様

山梨県保育協議会事務局

## 「第55回関東ブロック保育研究大会」の開催について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年度に開催予定の標記大会につきましては、ただいま当番県として準備を進めさせていただいております。大会の円滑な運営・成功のためにご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、大会の開催計画につきましては、先に開催されました関東ブロック保育協議会会長会議におきまして、別紙のとおり承認されましたのでご報告申し上げます。貴地区における分科会議長及び意見発表者の選出、調整、該当者への周知等におきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、これに基づいて現在開催要綱を作成しております。開催要綱は、3月中旬に発送予定ですが、各都県指定都市における必要部数（保育所、保育士養成校、行政、関係機関・者、社協関係者、事務局分等）をご連絡頂きたく、ご多忙の折誠に恐縮とは存じますが、別紙部数調査表にご記入のうえ、1月31日（金）までにFAXにてご返信くださいますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 送付資料

- ① 第55回関東ブロック保育研究大会日程（別紙1）
- ② 分科会発表者及び同議長の割当（別紙2）
- ③ 第55回関東ブロック保育研究大会 開催要綱部数調査票（別紙3）

#### 2 分科会議長・意見発表者の名簿 及び 原稿 提出期限 ※平成26年4月30日（水）

#### 3 問い合わせ先

山梨県保育協議会事務局

〒400-0005 山梨県甲府市北新1丁目2-12 山梨県福祉プラザ4F

TEL 055-254-8610 FAX 055-254-8614

e-mail [kenhokyou@y-fukushi.or.jp](mailto:kenhokyou@y-fukushi.or.jp)

## 第55回関東ブロック保育研究大会日程

第1日 平成26年7月10日(木) 会場：「コラニー文化ホール」  
住所：甲府市寿町26-1

- 11:30 受付開始  
※11:30 大会運営委員会  
会場：コラニー文化ホール 会議室 (予定)  
12:00 オープニング  
12:40 開会式  
歓迎のことば  
花のおさなご斉唱  
黙 禱 「保育関係物故者」  
児童憲章朗読  
主催者あいさつ  
来賓あいさつ  
来賓・主催者紹介  
感謝状贈呈  
大会決議宣言  
13:30 行政説明  
14:20 基調講演  
15:50 休 憩  
16:00 特別講演  
17:00 次回当番県あいさつ 静岡県  
17:10 第1日目終了  
※17:30 分科会打ち合わせ (会場 調整中)  
※17:30 関東ブロック保育士会会長会議 (別会場 調整中)

第2日 平成26年7月11日(金) 会場：甲府市内

- 9:00~9:30 受付(各分科会会場)  
9:30~12:00 分科会討議  
12:00~13:00 昼食(各分科会会場)  
13:00~15:00 分科会討議  
15:00 終了解散  
※15:30 処理委員会 会場：(検討中)

## 分科会意見発表者及び議長の割当

〔意見発表割当〕◎で表示 〔議長割当〕○で表示 【平成26年度 山梨大会】

分科会番号	1	2	3	4	5	6	7	8	特別	◎合計	○合計
静岡県		◎			○	◎				2	1
神奈川県	○		◎	◎						2	1
茨城県		○			◎			◎		2	1
千葉県				○		◎	◎			2	1
川崎市				◎		○		◎		2	1
長野県	◎					◎	○			2	1
東京都		◎			◎			○		2	1
横浜市			◎		○		◎			2	1
埼玉県	◎			◎		○				2	1
新潟県			○				◎	◎		2	1
相模原市	○		◎		◎					2	1
千葉市	◎			◎			○			2	1
栃木県			◎	○				◎		2	1
群馬県		◎			◎		○			2	1
山梨県	◎	○					◎	○	◎○	3	3
◎合計	4	3	4	4	4	3	4	4	1	31	
○合計	2	2	2	2	2	2	2	2	1		17

【参考】平成26年度 分科会テーマ一覧

1	新たな時代の保育実践 ～すべての子どもにむけて～
2	配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて
3	保育者の資質向上をはかる
4	地域の子育て家庭への支援の充実にむけて
5	家庭や地域との連携による食育の推進
6	子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク
7	保育の社会化にむけて ～保育の営みをいかに発信するか～
8	公立保育所の使命と地域社会での役割
特	保育の公共性を問い直す (予定)

県保育事業大会意見発表分担表(案)

区分	施設数	過去実績		H25	H26	H27	H28	H29
		第22-34回	第35-46	47	48	49	50	51
湘南地区	111	33	20					
横須賀A	31	6	5		4		1	
鎌倉B	18	2	4	○			7	
藤沢A	29	5	4	○		2		
茅ヶ崎A	22	3	5			7		2
逗子C	5	2	1		5			
三浦C	4	1	1	○				
葉山C	2							3
西湘地区	104	53	28					
平塚A	31	6	5	○		2		
小田原A	29	5	7		2		1	
秦野B	19	8	6	○			8	
南足柄C	5	3	3					2
中郡C	5	2	2			6		
足柄上郡C	5	2	2		5			
足柄下郡C	10	3	3		3			4
県央地区	84	43	26					
厚木B	20	2	3	○			7	
大和C	9	5	3		2			
伊勢原B	11	4	4			7		4
海老名B	13	1	4		3		8	
座間B	17	5	4		4			
綾瀬C	5	1	3			6		
寒川C	3	1	3					3
愛川C	6	2	2	○				
保育会役員		1	2					
民間保育所経営問題専門委員会			3			○	特	
給食問題研究委員会			2					
県保育士会			12					○
合計	299			7	8	7	7	7

[原則]

- 1 施設数10箇所以下の市町村は3～4年毎(C)、11～20箇所は2・3年毎(B)、21～は2年毎(A)に分担することを原則とし、若干の調整をさせていただきます。
- 2 上記以外にも自主的な研究発表が期待されます
- 3 テーマは関東ブロック、全国大会と整合性が取れるよう配慮して決めて頂く事が望まれます。
- 4 三浦市は公立保育所がないため、カテゴリーに注意が必要です。
- 5 網掛けは関東ブロック分担カテゴリーです。

平成26年2月吉日

各保育園（所）長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三（印略）

一般社団法人神奈川県保育会表彰規定による  
被表彰者のご推薦について（お願い）再

春寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進に当たりましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年度の標記表彰を次により実施予定でありますので、貴職及び所属職員の方で該当される方を来たる4月7日（月）までにご推薦くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、公立の保育園につきましては、各市・町の担当課にも推薦依頼通知を差し上げておりますのでご承知下さい。

- 1 表彰対象者 別添表彰規定等のとおり
- 2 表彰の時期 平成26年4月26日（土）第48回神奈川県保育事業大会において表彰式を行います。
- 3 推薦の方法 別紙様式により、県保育会事務局あて郵送等でお送り下さい。
- 4 審査会 表彰の審査は、県保育会表彰選考委員会が行い、審査結果を、別途通知いたします。
- 5 お問い合わせ 一般社団法人神奈川県保育会事務局 TEL 045-311-8754
- 6 本推薦書は、表彰目的のために使用し、その他の目的以外には使用いたしません。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人神奈川県保育会事務局

## 一般社団法人神奈川県保育会会員規程

### (表彰)

第12条 理事長は、保育事業に功労のあった者に対して、その功績を讃え、労をねぎらうため、表彰を行うものとする。

- 2 会員は、神奈川県内の保育所に施設長、保育士、調理員等の職員として、15年以上勤務し、かつ功績顕著であると認められる者を、定められた期日までに推薦するものとする。
- 3 表彰は、理事長が保育事業大会において、表彰状と記念品を贈呈してこれを行う。
- 4 会員から推薦のあった表彰対象者については、本会に表彰選考委員会を設置して、被表彰者を選考して決定する。

### [取扱い事項]

- 育児休業及び介護休業の期間についてもこれを勤続年数に参入するものとします
- 「保育所」以外の施設の勤務期間は、同じ職種であっても「勤続年数」に入りません
- 保育所間（神奈川県内に限る。）の異動がある場合は通算してください。
- この表彰を1度受けられた方は、対象となりません。
- この表彰の受賞は、原則として全国保育協議会会長表彰の推薦条件としておりますので、園長におかれても漏れのないようご留意ください。



## 平成26年度保育事業永年勤続表彰者推薦書

				平成26年4月1日現在
ふりがな				昭和    年    月    日生
氏名				
ふりがな				職名
施設名 (勤務先)				
ふりがな				
施設の住所	〒			
	TEL                    -                    -		FAX                    -                    -	
勤続 年月数 ※	就任(職)年月日	退任(職)年月日	勤続年数	施設名
	年   月   日	年   月   日	年   ヵ月	
	年   月   日	年   月   日	年   ヵ月	
	年   月   日	年   月   日	年   ヵ月	
	年   月   日	年   月   日	年   ヵ月	
	年   月   日	年   月   日	年   ヵ月	
	年   月   日	年   月   日	年   ヵ月	
		現在に至る		
		(通算合計)		年   ヵ月
備考				
平成26年    月    日				
推薦者職氏名				印

※ 勤続年月数＝他の保育所に勤務した経験年数も含め、保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。

一般社団法人神奈川県保育会

平成26年1月31日

会員各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三  
調査研究委員長 真壁 洋道

### 人材アンケート調査について(依頼)

厳寒の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、この程、平成27年度より新制度への移行や、国の待機児童解消対策に対して保育士の数が不足するなどの問題が上がってきております。現在各市町村保育所において、保育士採用の問題が多く寄せられております。

また、保育士の処遇改善等、会員の皆様のお考えをお聞きしたく、別添のアンケートを実施いたします。この調査結果は県・市町村へも提出したいと考えておりますので、ご多忙中恐縮ですが皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。なお、アンケートは保育会事務局宛てFAXにて送信してください。

締切：平成26年2月28日(金)

FAX送付先 神奈川県保育会事務局 045-311-1837
--------------------------------------

## 保育士人材アンケート調査

一般社団法人 神奈川県保育会

市町村名 \_\_\_\_\_

下記設問の該当する はい いいえ等を○で囲ってください。また、問題点等につきましては、皆様のご意見をお伺いしたいと考えます。 なお、複数園あるところは、保育園ごとに作成願います。

設問 1 潜在保育士の雇用を促進したいと考えますか。

- ① はい            ② いいえ

設問 2 今までに潜在保育士を雇用したことがありますか。

- ① はい            ② いいえ

設問 3 潜在保育士の雇用においてどうでしたか。

- ① 雇用してよかった            ② 雇用して問題があった  
③ その他 ( \_\_\_\_\_ )

設問 4 設問3で②問題があった または③その他と回答されました方にお聞きします。どのような問題等がありましたか。

[ \_\_\_\_\_ ]

設問 5 現在、保育士の確保は加算分も含めて確保できていますか。

- ① できている            ② できていない  
③ その他 ( \_\_\_\_\_ )

設問 6 保育士の処遇の改善にどのようなことを望みますか。

[ \_\_\_\_\_ ]

設問 7 平成26年度以降に必要となる保育士の数はどのくらいですか。

- ① 常勤保育士..... 名  
② 常勤的非常勤保育士... 名  
③ 短時間パート保育士... 名  
④ その他 ( \_\_\_\_\_ ) 名

ご協力ありがとうございました。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・「子ども・子育て会議（第11回）」、「子ども・子育て会議 基準検討部会（第12回）」  
合同会議が開催～「保育の必要性の認定」に関する基準が取りまとめられる～ ……1
- ・幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議（第5回）が  
開催～要領の策定に向け、記載項目の方針が取りまとめられる～ ……3

## ◆「子ども・子育て会議（第11回）」、「子ども・子育て会議 基準検討部会（第12回）」合同会議が開催◆ ～「保育の必要性の認定」に関する基準が取りまとめられる～

平成26年1月15日（水）、「子ども・子育て会議（第11回）」、「子ども・子育て会議 基準検討部会（第12回）」合同会議が開催されました。当日は「保育の必要性の認定について」および「公定価格・利用者負担について」が協議されました。当日の資料及び動画が内閣府HPに掲載されています。

([http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/))

協議の概要については以下のとおりです。

### ○保育の必要性の認定について

前回会議（12月26日）では資料の説明と各委員から意見が挙げられたところまでであった「保育の必要性の認定について」に関して、『新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者の就労実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにするとの制度の趣旨を周知し共通認識とすること』、『多様な施設・事業者からの良質かつ適切な教育・保育・子育て支援の提供手段の確保およびそのための適切な支援が行われること』、『子ども・子育て支援施策の充実のみならず、ワーク・ライフ・バランスを早期に実現していくことの必要性』などが記載された、「子ども・子育て会議としての「取りまとめに当たっての附帯意見案（資料No.1-2 ※次頁に掲載）」が提示されました。

各委員からは、附帯意見に対する賛意の発言があり、附帯意見を前提に、取りまとめとすることについて合意が得られました。

北條委員（全日本私立幼稚園連合会）から、新制度の利用手続きについて、「公立保育所を利用する場合は、保護者と施設事業者の契約であるのに、自治体が費用徴収することがあり得ることについては了解できない。この点を除いてのとりまとめに了解する」との発言がありました。事務局からは、施設の設置者が市町村の場合その契約主体も市町村となることから、自治体が費用徴収する方法はあり得るとの説明がありました。次回あらためて説明がされることとされました。

資料No.1-2

(案)

保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見

平成 26 年 1 月 15 日

子ども・子育て会議

政府は、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定に関する基準案を対応方針案に基づいて策定し、実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育も含めた子ども・子育て支援は、単なる保護者の育児の肩代わりではなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することにより、子どもの健やかな成長を実現し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくものである。このような観点を踏まえ、新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することが制度の趣旨であることにかんがみ、保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- 保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るためには、保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実のみならず、「働き方の改革」による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の双方を、いわば車の両輪として、早期に実現していくことが必要であり、柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

以上

## ○公定価格について

公定価格については、第5回基準検討部会以降、複数種にわたって示されていた資料が「公定価格・利用者負担の主な論点」として整理されて資料提示されました。これまでと内容が変わったものではありません。事務局からの説明の中で、「公定価格の算定方式が個別費目の積み上げあるいは包括的な報酬体系いずれであっても、根拠となる費目に何が含まれるのか特定をしていく作業が今後必要となる」との話がありました。

多くの委員から、算定方式については、根拠が明確となる個別費目の積み上げ方式を採用すべきとの意見がありました。そのほか、年齢区分毎で優先度を付けた配置基準の見直し（3歳を中心に）や、キャリアアップの仕組み構築と併せた処遇の改善、事務職員配置に対する評価、第三者評価受審促進のための費用上の考慮等、多岐にわたり意見が出されました。

次回は1月29日、子ども・子育て会議（第12回）、基準検討部会（第13回）合同会議が開催されます。

## ◆幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議（第5回）が開催◆

～要領の策定に向け、記載項目の方針が取りまとめられる～

平成26年1月16日（木）、「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議（第5回）」が開催されました。第5回までの検討を基に、要領の策定について下記項目に集約して整理がされました。

### 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について（案）

#### これまでの経緯

#### 1. 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目的等

（1）子どもの育ちに関する理念

（2）幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目的等

#### 2. 基本的な考え方

（1）認定こども園法の趣旨を踏まえた幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定

（2）幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

（3）小学校教育との円滑な接続

（4）幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

#### 3. 教育及び保育の内容等

（1）基本的な枠組み

（2）主な内容等

（3）趣旨の周知のための取組等

なお、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に係る今後の流れは、次のとおりです。

- 第5回までの検討結果（これまでに示された要領の項目）を、今後開催される子ども・子育て会議、社会保障審議会児童部会、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に報告。
- 2月中にこれまでに示された項目に関するパブリックコメントを実施。
- ～ この間、第5回までの検討を基に、座長及び事務局で要領の本文を作成 ～
- 3月中に告示。

なお、座長及び事務局において要領作成が進められますが、本合同会議の委員より意見があれば受け付ける旨の説明がなされました。また、解説書の作成及び、関係者への説明会がある旨の説明がされましたが、時期等については現時点では明示されていません。

# 保育士人材確保セミナー

近年、待機児童の増加などに伴い、保育士の確保が課題となっています。また、この課題解決のために、本県に保育所保育士支援センターも開所したところであります。

各保育園においても保育士の確保に取り組まれています。各保育園自身が保育人材確保に取り組むための効果的な方法などについて福祉業界の人材確保・定着化戦略のプロから学ぶ機会を設けました。

併せて、保育士保育所支援センターの機能についてもご案内をさせていただきますので、ぜひご参加ください！

日程・会場 平成26年3月6日(木) 県社会福祉会館 2階ホール

## 講師プロフィール



(株)リクルートキャリア 雇用創出支援グループ  
HELP! MAN●JAPAN担当 門野友彦

1985年(株)リクルート入社。企業内教育研修などの営業、企業向け組織人事コンサルティングをおこなう。1999年以降リクナビNEXTの立ち上げ等、新たな人材マッチングサービスの開発・運営に携わる。2011年からHELP! MAN●JAPANプロジェクトを担当。学生には介護・福祉分野の仕事の魅力を、事業者には自社の魅力(らしさ)の発信方法をお伝えしてまわり、お互いが相思相愛になれるように全国を飛び回っている。



## スケジュール

13:00-13:15	開会式
13:15-13:30	「保育士確保の現状と課題」
13:30-13:45	「保育士確保の現状と課題」
13:45-14:00	「保育士確保の現状と課題」
14:00-14:15	「保育士確保の現状と課題」
14:15-14:30	「保育士確保の現状と課題」
14:30-14:45	「保育士確保の現状と課題」
14:45-15:00	「保育士確保の現状と課題」
15:00-15:15	「保育士確保の現状と課題」
15:15-15:30	「保育士確保の現状と課題」
15:30-15:45	「保育士確保の現状と課題」
15:45-16:00	「保育士確保の現状と課題」
16:00-16:15	「保育士確保の現状と課題」
16:15-16:30	「保育士確保の現状と課題」
16:30-16:45	「保育士確保の現状と課題」
16:45-17:00	「保育士確保の現状と課題」
17:00-17:15	「保育士確保の現状と課題」
17:15-17:30	「保育士確保の現状と課題」
17:30-17:45	「保育士確保の現状と課題」
17:45-18:00	「保育士確保の現状と課題」
18:00-18:15	「保育士確保の現状と課題」
18:15-18:30	「保育士確保の現状と課題」
18:30-18:45	「保育士確保の現状と課題」
18:45-19:00	「保育士確保の現状と課題」
19:00-19:15	「保育士確保の現状と課題」
19:15-19:30	「保育士確保の現状と課題」
19:30-19:45	「保育士確保の現状と課題」
19:45-20:00	「保育士確保の現状と課題」
20:00-20:15	「保育士確保の現状と課題」
20:15-20:30	「保育士確保の現状と課題」
20:30-20:45	「保育士確保の現状と課題」
20:45-21:00	「保育士確保の現状と課題」
21:00-21:15	「保育士確保の現状と課題」
21:15-21:30	「保育士確保の現状と課題」
21:30-21:45	「保育士確保の現状と課題」
21:45-22:00	「保育士確保の現状と課題」
22:00-22:15	「保育士確保の現状と課題」
22:15-22:30	「保育士確保の現状と課題」
22:30-22:45	「保育士確保の現状と課題」
22:45-23:00	「保育士確保の現状と課題」
23:00-23:15	「保育士確保の現状と課題」
23:15-23:30	「保育士確保の現状と課題」
23:30-23:45	「保育士確保の現状と課題」
23:45-24:00	「保育士確保の現状と課題」
24:00-24:15	「保育士確保の現状と課題」
24:15-24:30	「保育士確保の現状と課題」
24:30-24:45	「保育士確保の現状と課題」
24:45-25:00	「保育士確保の現状と課題」
25:00-25:15	「保育士確保の現状と課題」
25:15-25:30	「保育士確保の現状と課題」
25:30-25:45	「保育士確保の現状と課題」
25:45-26:00	「保育士確保の現状と課題」
26:00-26:15	「保育士確保の現状と課題」
26:15-26:30	「保育士確保の現状と課題」
26:30-26:45	「保育士確保の現状と課題」
26:45-27:00	「保育士確保の現状と課題」
27:00-27:15	「保育士確保の現状と課題」
27:15-27:30	「保育士確保の現状と課題」
27:30-27:45	「保育士確保の現状と課題」
27:45-28:00	「保育士確保の現状と課題」
28:00-28:15	「保育士確保の現状と課題」
28:15-28:30	「保育士確保の現状と課題」
28:30-28:45	「保育士確保の現状と課題」
28:45-29:00	「保育士確保の現状と課題」
29:00-29:15	「保育士確保の現状と課題」
29:15-29:30	「保育士確保の現状と課題」
29:30-29:45	「保育士確保の現状と課題」
29:45-30:00	「保育士確保の現状と課題」

お問い合わせ: 申込先 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 社会福祉施設・団体担当  
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2  
電話: 045-311-1424 FAX: 045-313-0737



## 県営水道における水道料金の減免制度 「見直し案」の変更の概要

### 1 6月議会に報告した「見直し案」

#### (1) 個人に対する減免

生活保護費受給世帯について、平成26年4月から減免制度を廃止する。

なお、その他の個人減免（障害、児童、高齢福祉）については、今回は見直しを行わず、減免制度のあり方について引き続き検討していく。

#### (2) 民間社会福祉施設及び民間医療施設

平成26年4月から減免率を段階的に引き下げ、民間医療施設は平成27年4月から、民間社会福祉施設は平成29年4月から廃止する。

	現行	26年 4月～	27年 4月～	28年 4月～	29年 4月～
民間社会福祉施設	40%	30%	20%	10%	廃止
民間医療施設	10%	5%	廃止	———	———>

### 2 12月議会に報告した「見直し案」の変更

#### (1) 個人に対する減免

生活保護費受給世帯について、平成26年10月から減免制度を廃止する。

#### (2) 民間社会福祉施設及び民間医療施設

ア 平成26年10月から減免率を段階的に引き下げ、平成31年4月から廃止する。

	現行	26年 10月～	27年 4月～	28年 4月～	29年 4月～	30年 4月～	31年 4月～
民間社会福祉施設	40%	36%	32%	24%	16%	8%	廃止
民間医療施設	10%	9%	8%	6%	4%	2%	廃止

イ 「障害者就労施設」及び「障害者グループホーム等」に関しては、段階的に引き下げ、当面は減免率を20%に見直す。

	現行	26年 10月～	27年 4月～	28年 4月～	29年 4月～	30年 4月～
障害者就労施設 ※1	40%	37.5%	35%	30%	25%	20%
障害者グループホーム等 ※2						

#### ※1 障害者就労施設

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に規定する次の施設

- ・ 障害者支援施設、地域活動支援センター
- ・ 生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設

○ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法の規定により必要な費用の助成を受けている施設

#### ※2 障害者グループホーム等

○ 障害者総合支援法に規定する次の施設

- ・ 共同生活介護又は共同生活援助を行う施設、福祉ホーム

#### (3) 今後の取扱い

その他の個人減免（障害、児童、高齢福祉）及び「障害者就労施設」、「障害者グループホーム等」の今後も制度が継続するものについては、負担の公平性や地域の福祉施策の観点から、減免の財源負担について市町に理解を求めていく。

## 県営水道の減免制度見直しの議論経過

### 1 県町村会、愛川町からの見直し要望（平成 24 年 8 月）

愛川町は県営水道区域と町営水道区域に区分されているが、平成 24 年 4 月に町営水道が生活保護減免を廃止し、町内での対応に不均衡が生じていることから、公平性確保のため企業庁に対して、生活保護減免制度廃止について検討するよう要望がなされた。

### 2 県民企業常任委員会における意見発表の要旨（自民党）

#### （1）平成 24 年第 3 回定例会（9 月）

- 愛川町では平成 24 年 4 月に町営水道の生活保護減免制度を廃止したが、同町の県営水道の給水区域では依然として減免制度があるため、同じ町内で不均衡が生じている。
- 県営水道としても減免制度の見直しについて前向きに検討するよう求める。

#### （2）平成 25 年第 1 回定例会（2 月）

- 県内の他の水道事業者の中でも見直しが進んでおり、減免制度の有無により地域間で不均衡が生じている。
- 減免制度の見直しについては、給水区域内の市町等との調整を丁寧に進め、円滑な実施に向けて積極的に取り組むよう要望する。

#### （3）平成 25 年第 2 回定例会（6 月）

- 生活保護費受給世帯では、生活扶助費で水道使用料が賄われており、公平性の観点からも、減免制度の見直しに関しては理解できる。
- 施設減免については、関係団体からの意見を反映させるための期間が十分ではない。
- 今後、関係団体、市町の福祉担当部局と十分な議論を重ね、拙速な見直しを行うことがないように強く要望する。

#### （4）平成 25 年第 3 回定例会（12 月）

- 民間社会福祉施設を細分化し、障害者就労施設や障害者グループホームなど、減免の廃止が利用者の工賃の減少など、影響がより大きく見込まれる施設の一部に関しては、減免制度を存続させ、他の施設でも激変緩和を講じたことは、一定の評価をする。
- 来年 4 月の消費税引き上げが各施設に与える影響も現段階では不透明であり、実施時期（平成 26 年 10 月）の見直しや、実施後は中間で影響を調査し、制度の見直しを行うなど工夫すべき点がある。

## 待機児童対策・地域子育て支援の充実

## 1 目的

待機児童対策の一層の推進と地域子育て支援の充実のため、市町村や事業者の取組みを支援する。また、平成27年度に本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、保育所整備や保育サービスの拡充などに取り組む。

2 予算額 218億9,808万円

## 3 事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	26年度当初予算額
(1)	待機児童対策の一層の推進	152億1,122万円
	○民間保育所等の運営支援	
	1 民間保育所運営費負担金 民間保育所入所児童の処遇の確保のため、運営費用の法定分を負担する。	31億7,408万円
	2 民間保育所運営費補助 民間保育所入所児童の処遇の確保のため、国の基準を超えて保育士を配置する場合等の費用を助成する。	10億2,914万円
	3 認可化計画保育施設運営費補助 待機児童の受入れに寄与している認定保育施設のうち、認可化計画を策定した施設に対して運営費を助成する。	2億208万円
	4 (新) 小規模保育運営支援事業費補助 新制度において、地域型保育事業となる小規模保育事業の運営費を助成する。	2,365万円
	○保育所等の整備	
	5 保育所等緊急整備事業費補助 民間認可保育所の施設整備を推進するための費用を助成する。 〔整備箇所数 84箇所→127箇所、認可保育所の定員(見込)約117,000人→約124,000人〕	63億9,945万円
	6 (新) 認可化移行総合支援事業費補助 認可化計画を作成した認可外保育施設に対し、既存建物を借上げて施設整備を行う場合の賃借料及び改修費を助成する。	6億3,447万円
	7 (新) 小規模保育設置促進事業費 新制度における地域型保育事業の普及を先取りで行い、保育定員の拡充に資するため、小規模保育の実施場所の整備のための費用を助成する。〔整備箇所数 52箇所〕	7億2,660万円
	○保育士の確保・育成	
	8 保育士等処遇改善臨時特例事業費補助 民間保育所の保育士等の賃金等の処遇改善のための費用を助成する。	6,564万円
	9 (新) 保育体制強化事業費補助 保育士の負担軽減のため、保育周辺業務を行う保育支援者を配置するための費用を助成する。	3億円
	10 (新) 保育士・保育所支援センター事業費 潜在保育士の復帰促進等により保育士確保を図るため「かながわ保育士・保育所支援センター」において、保育の仕事の相談・紹介や就職支援セミナー等を実施する。	751万円
	11 (新) 保育所アレルギー対応強化研修事業費補助 保育士の専門性向上(アレルギー対応等)のための研修を実施するための費用を助成する。	178万円
(2)	多様な保育サービスの充実	11億1,822万円
	○多様な保育サービスの充実	
	12 延長保育事業費補助 民間保育所において、1日11時間の開所時間を超えて延長保育を実施するための費用を助成する。	7億9,279万円
	13 特別保育事業費補助 夜間保育事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業、特定保育事業を行う費用及び保育所分園の運営円滑化のための費用を助成する。	1億2,773万円
	14 院内保育事業運営費補助 医師・看護職員の離職防止と再就業促進のため、病院等が行う院内保育事業の運営費を助成する。	1億9,770万円

区分	主な事業名及び事業概要	26年度当初予算額
(3) 地域子育て支援の充実		30億 89万円
○地域子育て支援事業への支援の充実		
15 地域子育て支援拠点事業費補助	乳幼児とその保護者同士が交流する場の提供、育児の相談等を行う子育て支援拠点の運営費を助成する。〔202拠点→226拠点〕	4億5,500万円
16 一時預かり事業費補助	緊急的な保育ニーズ、保護者の通院・通学やリフレッシュのための就学前児童の一時預かり事業等の費用を助成する。〔542箇所→791箇所〕	3億 400万円
17 私立幼稚園預かり保育推進事業費補助	保護者の保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する幼稚園に対して助成する。	7億1,621万円
18 乳児家庭全戸訪問事業費補助	生後3か月までに乳児の家庭を訪問し、育児情報の提供や育児不安への対応を行う事業の費用を助成する。	9,400万円
19 ファミリー・サポート・センター事業費補助	保育所の送迎や早朝夕方などの時間帯に自宅で子どもを預かる会員と子どもを預けたい会員のマッチングを行う事業等の費用を助成する。〔24市町村→27市町村〕	6,235万円
20 (新) 利用者支援事業費補助	新制度に向け、就学前児童の保育・教育、子育て支援について、子育て家庭への情報提供や相談等を総合的に行う事業の費用を助成する。	6,898万円
○放課後児童クラブへの支援の充実		
21 放課後児童健全育成事業費補助	保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業を推進するための費用を助成する。〔329クラブ→347クラブ〕	9億5,773万円
22 (新) 放課後児童クラブ開所時間延長促進事業費補助	放課後児童クラブの開所時間を18時30分以降に延長するための職員の配置費用を助成する。	1億1,148万円
(4) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援		3億 400万円
23 (新) 地域少子化対策強化交付金事業費	国が新たに創設した「地域少子化対策強化交付金」を活用し、結婚、妊娠・出産、育児に関する情報提供など、地域の実情に応じた結婚、妊娠・出産、育児の「切れ目のない支援」を実施するとともに、市町村における取組みに対して助成する。	3億 400万円
(5) 子ども・子育て支援新制度に向けた準備の推進		22億6,374万円
○新制度への移行に向けた取組み		
24 子ども・子育て支援新制度施行準備費	新制度の運用に必要な市町村の電子システム構築費用を助成するとともに、利用者支援のための情報公表を行う県の電子システムの構築など、新制度の施行準備に取り組む。	9億5,615万円
25 認定こども園移行耐震化工事費補助	認定こども園への移行を図る私立幼稚園の耐震補強工事費を助成する。	7億9,463万円
26 幼稚園長時間預かり保育事業費補助	認定こども園への移行をめざす私立幼稚園が、保育所と同等の長時間預かり保育を実施するための運営費を助成する。	2,977万円
27 (新) 保育教諭確保事業費	新制度において幼保連携型認定こども園で配置が必要となる保育教諭(幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を保有)の確保のため、一方の免許・資格保有者が両方の免許・資格を取得するための費用を助成する。	1,659万円
合 計		218億9,808万円

(注)〔 〕は、〔25年度→26年度〕への数値を示す。

問い合わせ先

(14・17・25を除く全てについて)

県民局次世代育成部次世代育成課 課長 井上 電話 045-210-4660

(14について) 保健福祉局保健医療部保健人材課 課長 青木 電話 045-210-4742

(17・25について) 県民局次世代育成部私学振興課 課長 南雲 電話 045-210-3760

# 子ども・子育て支援新制度に向けた要望

平成 26 年 2 月 4 日

保育三団体協議会

## はじめに

この度、全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟からなる保育三団体協議会は、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けて、子どもの最善の利益を保障し、子育て家庭を支えるために、現時点で最重要と考えられる事項をとりまとめました。

新制度における下記事項の実現に向けては、何より消費増税による 0.7 兆円に、社会保障・税一体改革の確認書ならびに、子ども・子育て関連三法の参議院附帯決議に明示された 0.3 兆円をあわせた 1 兆円超の財源を早期に確保することが前提です。

## [公定価格の設定について]

1. 公定価格は、より一層質の高い教育・保育が保障されるように設定された各種基準ならびに、保育の必要性認定で整理された時間・日数と整合された金額となることを求めます。併せて、すべての子どもたちに良質な教育・保育を保障する観点から、積み上げ方式を基本に各項目の積算根拠が明確に示されるべきです。施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、公定価格を設定することを求めます。

## [職員処遇の改善について]

2. 民間の他職種と比較して、保育士の処遇は低い実態があります。子どもの安心・安全を担う保育士が安定的・継続的に働き、保育の質の向上に向けたキャリア・アップすることのできる仕組みを制度上に位置づけ、処遇の改善を実現できるようにする必要があります。

## [職員配置基準の改善について]

3. 子ども・子育て関連三法の国会での附帯決議を踏まえて、3 歳児については「20 対 1 から 15 対 1」に改善をすると共に、その他の年齢区分においても優先順位を付けた段階的な見直しが早急になされるように求めます。なお、その際、上記の処遇改善策と併せて、新規資格取得者や潜在保育士の就業につながる、さらなる人材確保策が必要です。

[各種基準の向上について]

4. 特定教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業等の具体的な基準は、子どもの安全に配慮し、障害のある子どもの受け入れ・食育の推進・増加するアレルギー児への対応・研修体制の充実等、全体的な保育の質の向上につながる制度設計と、それを給付上で評価することが必要です。併せて、事務職員の必置等、体制の充実強化を図ることを求めます。

[施設整備について]

5. 保育環境を整備し、改善していくためには、国及び地方公共団体による現行水準の施設整備費補助の存続が必要条件です。新制度施行後も、現行の施設整備補助の仕組みを維持しながら、より一層、教育・保育の質の向上が図られるようにしていく必要があります。

[公立保育所の財源について]

6. 平成 16 年度に公立保育所の一般財源化が行われました。新制度では施設種別共通の給付である「施設型給付」が創設されたことをふまえ、公私の教育・保育の質を一体的に整えるため、改めてこれに統合することを求めます。

## 社説 保育士の待遇 職責に見合った改善を(1月30日)

道内にある保育所の1割強で、保育士に対する残業代不払いなど不当労働が行われていることが明らかになった。

北海道労働局から労働基準法や労働安全衛生法などの法令違反で是正勧告を受けた保育所は、181カ所に及ぶ。

保育士は、子どもの養育にかかわる重い職責を伴う仕事である。勧告を受けた保育所は、早急に労働条件の改善を図らなければならない。

労働局が一斉調査を実施し、勧告措置を講ずるのは今回が初めてだ。

現在、都市部を中心に子どもが保育所に入所できない待機児童問題が深刻化している。大半の自治体が保育士不足との調査もある。

増員が差し迫った課題でありながら、違法労働が放置されるようでは人材確保などおぼつかない。

労使協定を結ばず時間外労働をさせるなど、労働時間に関するものが最も多く、書面に労働条件を明示していないケースも目立った。

数は少ないものの、時間外労働の割増賃金の不支給、最低賃金違反など悪質な事例もあった。

厚生労働省によると2012年の保育士の平均月収は約21万円で、全産業平均より10万円以上も低い。

非正規雇用が増える一方、長時間労働が常態化し、深夜や早朝勤務も珍しくない。厳しい労働環境を反映し、平均勤続年数は7～8年にとどまっているという。

違反が続くようでは、離職や採用難にますます拍車がかかる。法令順守はもとより、勧告を受けなかった保育所を含め、待遇改善をさらに進めねばならない。

認可権限のある道や札幌、旭川、函館の各市も、職場環境に監視の目を光らせる必要がある。

安倍晋三首相は昨年4月、17年度末までに保育所の定員を40万人増員し、待機児童をゼロにすると表明した。そのためには新たに約7万4千人の保育士が必要とされるが、労働条件の改善なくして実現は難しい。

保育所には国の設置基準を満たす認可保育所のほか、認可外、企業内などさまざまな形態がある。

政府は15年度から、消費増税分を原資に公的補助を認可保育所以外にも広げる。対象を拡大するだけでなく、全体的な底上げを図り、保育士の待遇改善につなげたい。

併せて、正規雇用の促進や長時間労働の解消に熱心に取り組む保育所への補助を手厚くするなど、思い切った政策も打ち出してほしい。

保育士の生活が安定し、生きがいを持って働ける職場は、子どもたちにも良い影響を与える。親が安心して産み育てる環境づくりにも貢献するはずだ。

# 保育士冷遇 浮き彫り



子ども達がおもちゃをつまみ遊ぶ保育士たち。労働局の調査で保育現場の厳しい労働実態が明らかになった11日、札幌市内の認可保育所

## 道内181カ所 是正勧告

道内181の保育所で労働基準法などの法令違反があったことが北海道労働局の調査で分かり、同局は11日、是正勧告を行ったと発表した。調査対象は220カ所で違反率は8割を超えた。安倍晋三政権は待機児童解消加速化プランで2017年度までに保育の受け皿を40万人分増やす計画だが、長時間労働や低賃金といった劣悪な労働条件が改善されなければ、不足している保育士の確保は絵に描いた餅になりかねない。(生活部 藤本陽介)

## サービス残業常態化 休憩しながら見守り

「勤務は午前7時から午後7時すぎまでが目もあったが、固定給で残業代はゼロ。サービス残業は日常的だった。札幌市内の認可外保育所に勤める20代の保育士Aさんは、昨日が、休みながら子どもの様子を監視するのと同じ。休憩はないのと同じだ。食事もゆづりでもきない。今の勤務先は比較的良い条件だといふ。この女性は「長時間労働でも残業代が支払われず、休みがめばいい。そうじゃないと気持ちが悪くない」と心が折れそうになる厳しい労働実態を訴えた。今回の是正勧告では、労使協定を結ばず長時間労働をさせる

北海道新聞 2014.1.28

など法定労働時間に関するものが最多。書面で労働条件を明示していない、時間外労働の割増賃金を払っていないケースが続いた。労働局は、是正勧告を無視するような態度なケースがあれば、書類送検する考えだ。政府は待機児童解消を打ち出す一方で、厚生労働省の推計では保育士は17年度までに全国で7万4千人不足する。

処遇改善は保育士の確保に直結する課題だが、札幌市私立保育園連盟の坪倉雄雄会長は「認可保育所の運営費、人件費は国の基準で決まり、その範囲内で運営しているの、保育所の努力には限界がある」と話す。労働局は是正勧告に併せて、保育所を認可する権限のある政令市の札幌と中核市の旭川、函館両市、その他の市町村の保育所を認

可する道にも職場環境の改善を要請した。札幌市子ども未来局保育課は「要請を専ら受け止め、全保育所に注意を促す通知を出すことを検討したい」とし、道保健福祉部子ども未来推進局は「入所児童が適切な保育を受けられるためにも職場環境の整備は欠かせない」と受け止める。ただ、労働局は是正勧告した保育所を公表しておらず、札幌市は

「今の時点では具体的な対策が取れない」という。2010年に北海道大の川村雅則准教授(労働経済論)が行った調査によると、道内の認可保育所の保育士5022人のうち非正規雇用が2546人と半数を占め、非正規保育士の回答では正職員並みのフルタイム勤務でも、年収200万円未満が公立で73%、私立で62%に上った。

川村准教授は「保育士の現場では非正規職員・サービス残業・低賃金が常態化している。働く人の善意に依存している部分があり、働くルールを口にするのははかれる器態さえあるのだが、労働条件がおそろにされれば、最終的には子どもに影響が及ぶ。国には、運営費や職員配置基準の見直しと労働環境の是正を求めたい」と話している。